

第3回農業特定技能協議会運営委員会
(議事要旨)

日 時：令和元年9月5日(木) 10時30分～11時50分

場 所：農林水産省 経営局第2会議室

出席者：

1. 構成員

【制度所管省庁】

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 調整官	伊藤 純史
警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課 係長	藤江 修大
外務省 領事局 外国人課 課長補佐	箕輪 智徳
厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課 海外人材受入就労対策室 室長補佐	吉村 亮

【事業所管省庁】

農林水産省 生産局 園芸作物課 課長	佐藤 紳
農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課 課長	伏見 啓二
農林水産省 経営局 就農・女性課 課長	横田 美香

【特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人 日本農業法人協会 顧問	笠原 節夫
公益社団法人 日本農業法人協会 参事	中澤 秀樹
全国農業協同組合中央会 営農・くらし支援部 営農担い手支援課 課長	中村 義則
一般社団法人 全国農業会議所 農政・経営対策部 部長	砂田 嘉彦

議事要旨：

冒頭、農林水産省より以下の旨の開会のあいさつがあった。

- ・特定技能制度が始まって半年ほど経ったところだが、まだ本格的な運用には至っていないところ。
- ・今後、円滑な制度の運用をしていくに当たり、いくつか課題があると思うが、いろいろと整備もする必要があると感じる。
- ・この機会に関係団体の皆様から、それぞれ現場の状況や課題について共有いただき、解決策を見出していきたい。

1. 特定技能外国人の受入れ状況について

出入国在留管理庁から特定技能外国人の受入れ状況(資料1)について説明があった。

主な意見は以下のとおり。

- ・宿泊や外食業において日本国内で技能試験が行われているが、受験者は今日本にいる外国人

が受験しているのか。

→基本的には留学生のような中長期在留者が多いと思われる。

・相手国の準備が整っているのはカンボジアのみということだが、実際に受け入れる場合は相手国内の準備が整った国からしかできないということか。

→入管局への申請自体は相手国内の整備状況に関わらず申請ができ、申請内容に問題がなければ在留資格認定証明書を交付する。日本国内に既にいる外国人の在留資格の変更の場合、変更許可が下りればそのまま在留可能。国外からの受入れに関する申請の場合、入管局からの許可は出せるが、相手国の出国手続次第では日本への出国ができないことがある。

・相手国の手続というのはどういうものがあるのか。

→例えば、雇用契約のチェックをすることになっている国もあるが、そのチェックに関するルール整備ができていないという状況にある。技能実習制度はすでに動いている制度だが、今回の特定技能制度は新しい制度という認識なので、新たなルール作りを進めている国が多い。

2. 農業現場での外国人材の動向について【構成団体からの報告】

各団体から現状等について報告があり、それぞれに対し意見等があった。

全国農業協同組合中央会

- ・①監理団体・実習実施者であるJA②技能実習2号を修了する実習生に対し、今年の6月～7月にかけて特定技能制度に関する意向調査を行ったところ。
- ・①に関して、回答のあった57JAのうち、登録支援機関になる方向と回答したのは11JA、特定技能所属機関になる方向と回答したのは7JAであった。
- ・半数弱のJAが検討中と回答しており、制度の運用状況、技能実習生の意向、必要な労働力の程度などの情報を収集し、対応方向を検討していると思われる。
- ・技能実習生については、「帰国したい」との回答が51%となっている。また、「特定技能に移行したい」との回答が24%、未定が25%である。

(主な意見等)

・監理団体を行っているJAが登録支援機関とならない背景は何か。

→まだ対応を検討中だからだと思うが、必ずしもJAがなるのではなく、民間の登録支援機関との連携を考えているのではないか。現段階での役割分担を検討しているところもあるため、必ずしも監理団体をしているJAが登録支援機関になるわけではないと思われる。

・「帰国したい」との意向が多い背景は何か。

→技能実習制度の趣旨に鑑みれば、帰国して自国の農業を発展させたいということだと思われる。あとは技能実習生への特定技能制度の周知が進んでないのではないか。

→社員同士の研修や交流会などで日本に溶け込むことができると、帰国せず延長して働きたいと言う人が増えるのではないかと思う。

・監理団体になっていないJAが受入れ機関や登録支援機関になりたいとの声はないのか。

→ゼロではないと思うが、取組みを開始するにあたっては、まずは技能実習からと考えている場合が多く、特定技能から始めることを考えているJAは多くはないという感触。

・将来的には特定技能中心というよりも技能実習と特定技能をセットで行っていかうと考えているのか。

→制度としては技能実習を修了した者は特定技能として受け入れやすくなっているので、そのような傾向になると思われる。

→試験を受けてくる者もいると思うが、多くは技能実習からの受入れだと思ふ。雇う側としても、技能実習を3年終えて、日本で生活したことのある人を雇いたいとの意向があるのではないか。

日本農業法人協会

- ・日本農業法人協会の会員としては2,045社あるが、受入れ企業となっているのは67社で実習生は全部で317名である。
- ・技能実習2号修了見込みの者79名のうち概ね3割程度の実習生が3号技能実習に移行する予定である。比較的若年層の実習生は帰国しても直ちに技能移転する当てもないため、同一実習先での熟達を望んでいる。
- ・実習実施者としても、3年間技能実習を終えた者がある程度現場にいた方が、実習や作業を効率的に行うことができるため、3号への移行を望む声は多い。
- ・現時点で具体的な移行への手続に入っている受入企業は3社程度。その内1社は7月頭頃に入管局へ在留資格認定証明書交付申請書を提出した。
- ・特定技能のニーズとしては、3年間技能実習を修了した外国人材は、技能実習1号と比べると、日本語や仕事の手順に関する知見が深いことと、特定技能では受入れ人数の制限がないため受入れ企業の雇用意欲は高い。
- ・ただ、雇用に至るまでの手続等の理解が醸成されていない。技能実習であれば監理団体に求人を行えば、一連の流れが全て整うが、特定技能については、自らが全て行うか、登録支援機関に依頼するか選択する必要がある。また、依頼する場合は、どの特定技能機関に依頼すればいいか、費用の相場感がない、等により依頼することが躊躇されている。
- ・とは言え、雇用ニーズ自体は高いため、数年後には現在の技能実習と同様に特定技能での受入れも同規模になると推定される。
- ・多くは技能実習を3年終えた方が特定技能で来ることとなると思われるので、既に帰国している者にいかに声かけするかが重要。

(主な意見等)

- ・支援責任者及び支援担当者の選任について、技能実習のように代表者等が認められず、直接現場業務に係わらない中立的な立場の人材でなければならない。規模の小さい法人だと代表者の配偶者等が総務部門を担っている場合が多いため、そのような人も支援責任者等になれるようにして欲しい。
- 外国人の失踪等が問題になっている中で、適切に制度運用ができるように設けられたもの。外国人への保護・支援を行うにあたっては支援の適正性・中立性が必要と考える。例えば、外国人と受入れ側で紛争があった場合に、中立的な立場から解決できる者が必要。それができないのであれば、登録支援機関に委託するのもひとつの手である。
- ・旧制度の技能実習生の場合、専門級の試験を受けずに帰国している場合がほとんど。優良に実習を修了した証明書として、「評価調書」を提出することとなっているが、場合によっては評価調書の作成が困難な場合がある。当該外国人が技能実習を行っていた履歴は入管局で確認できると思われる。評価調書が作成できない場合に何かしらの経過措置を設け

るなどしてほしい。

→入管局で外国人材が技能実習として在留していたかは把握できるが、良好に修了したかは判別できない。受入れ機関にとって外国人材が必要であるかを見るのではなく、あくまで今回の特定技能で要件となっている技能実習を良好に修了したことを入管局で審査するために評価調書を提出してもらうものである。ただ、評価調書が出せない場合もあることはこちらでも承知している。別の方法で何かできないか検討中である。

- ・年金の脱退一時金については、現状は36ヶ月が最長期間となっているが、特定技能の場合は最長5年の就労が可能となるため、早急に5年への延長を検討していただきたい。

→年金担当ではないので詳細なことはお答えできないが、この件に関しては担当部局にも話を入れている。担当部局としても検討を進めていく、とのことであった。

- ・登録支援機関を語る団体等からの外国人雇用に関する営業が増えてきたが、中には特定技能でない外国人材を紹介された事例もある。

- ・外国人本人に失踪事由がある場合は、本国にも帰国できないようにするなど、安易に失踪できないような制約を設ける必要があると思われる。また、失踪を唆す者はSNSなどを活用していると聞くので、これらのモニタリングを行うなどの防止策を講じるべきである。

- ・失踪に対する対策や失踪していた外国人が見つかった場合の対応はどのようになっているのか。

→特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針や運用要領に定められている関係省庁等が講じる措置も踏まえつつ、適切に対処してまいりたい。

→一般論としては、在留資格は取消しになり本国に帰国してもらう。また、在留期間の過ぎてもなお在留していた場合はオーバーステイとなるため、より重い手続を取ることになり、警察と連携して対応することもありうる。

全国農業会議所

- ・農業技能測定試験については、今年度はC B T方式で耕種農業全般と畜産農業全般の試験実施を計画している。

- ・9月下旬以降、試験公式ウェブサイトを立ち上げ、試験実施情報と学習用テキストを各国語で公開予定。

- ・国外試験についてはまずフィリピンにて実施予定で、2019年10月初旬に受験申込を開始し、2019年10月～2020年3月中旬の間で実施する。その他の国については、試験実施環境の整った国から順次実施。

- ・国内試験についても全国47都道府県120都市において実施予定。日本語学校の生徒や留学生からの問合せが増えているのでこれらの人が受験者となると見込んでいる。

- ・会議所への特定技能に関する問合せとして多いのは、特定技能制度そのものに関すること。次いで多いのは技能測定試験。しかし、技能実習に関する問合せと比べて少ない印象。これは、農業会議所が試験実施団体ということがまだ認知されていないようなので、HPを立ち上げるなどにより認知度を高め、より問合せや相談が寄せられるようにしていきたい。

3. 今後の取組について

農林水産省から資料5に基づき、特定技能に関する農業者向けパンフレット等を活用した周知等の推進について説明があった。また、厚生労働省から資料7の「外国人雇用はルールを守って適正に」について説明があった。

主な意見は以下のとおり。

- ・農業現場では労働力不足は課題となっているので、JAとしても特定技能制度をどうするか検討している地域は多い。JAとしても特定技能に取り組んでもらえるよう周知していきたい。ただ、県中央会と県や市町村等の行政が組んで取り組んでいるところが制度の周知が進んでいる印象。農業現場で外国人を受け入れる場合、農村地域に居住してもらうことになるので、行政側が課題等を把握して一体的に取り組んでいく体制を作る必要があると思う。そのためにも都道府県単位にも周知が行き届くようにしてほしい。

4. その他

事務局から特定技能制度について受入機関に対して実施するアンケート調査について説明。意見があった項目について反映させ、「特定技能制度に関するアンケート調査の実施について」(令和元年9月5日運営委員会決定第3号)として決定することとした。

以上